

第49回

定時株主総会 招集ご通知

株式会社 湖池屋

証券コード：2226



開催日時

2025年6月19日(木曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)



開催場所

ホテルメトロポリタン4階
「桜」

- 本招集ご通知に配当金のお支払いに関する書類を同封しております。
- 本株主総会ではお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

CONTENTS

株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告



代表取締役会長

小池 孝

代表取締役社長

佐藤 章

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

2025年3月期は、「超付加価値戦略」を掲げ、引き続き高付加価値ブランドの育成や新市場創造商品開発に取り組んでまいりました。また、ロングセラー商品の販売強化や湖池屋独自の施策も実施してまいりました。一方で各種コストの増加の影響は大きく、収益確保策として出来る限りのコスト削減と価格改定を実施し、3期連続の過去最高売上、利益を達成することができました。海外事業においても台湾事業をはじめ各国事業が順調に成長し、過去最高売上、利益を大幅に更新しました。2026年3月期は、中部地方では初の生産拠点となる”湖池屋中部工場”が新たに稼働の予定です。スナック市場をさらに活性化することにより、全国の皆様により愛される湖池屋を目指してまいります。

株主の皆様には、これからも変わらぬ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

湖 プライドポテト
LAKE IKEYA PRIDE POTATO

やみつきだから
夢中になる

NEW!

渚のカルパッチョ

湖 プライドポテト 神のり塩
湖 プライドポテト どっこん岩塩
湖 プライドポテト 通の黒胡椒
湖 プライドポテト 渚のカルパッチョ

株 主 各 位

東京都板橋区成増五丁目9番7号

株式会社 **湖池屋**

代表取締役会長 小池 孝

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「第49回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://koike-ya.com/ir/report.html>



また、上記のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名（湖池屋）又は証券コード（2226）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

株主様におかれましては、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使いただくことができますので、当日ご出席されない場合は、「議決権行使についてのご案内」（4～5ページ）のとおり、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2025年6月19日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテル メトロポリタン 4階「桜」 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第49期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第49期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 |

- 決議事項**
- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第2号議案** 監査等委員である取締役2名選任の件
 - 第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
-

- ◎ 株主総会の運営・会場に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://koike-ya.com/ir/>）に掲載いたしますので、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

- 書面交付請求をされていない株主様には、法令で定める事項に加えて、株主総会参考書類をご送付しております。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、事業報告の業務の適正を確保するための体制、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表は記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、当該書面に記載していない上記事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://koike-ya.com/ir/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない株主様につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使される場合



書面（郵送）により
議決権をご行使される場合

行使
期限

2025年6月18日（水曜日）
午後5時10分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。



インターネットにより
議決権をご行使される場合

行使
期限

2025年6月18日（水曜日）
午後5時10分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合



開催
日時

2025年6月19日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催
場所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテル メトロポリタン 4階「桜」

■ インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1. 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

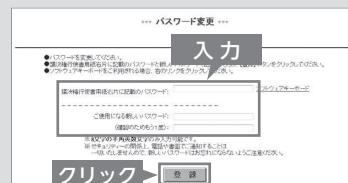
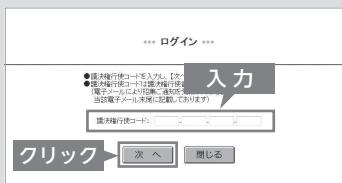


2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただくか右にあるQRコードをお読みとりいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただけますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

☎ **0120-768-524** (年末年始 9:00~21:00)
を除く

▶ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

☎ **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

以上

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はない旨の意見でございました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 小池 孝	代表取締役会長
2	再任 佐藤 章	代表取締役社長
3	再任 濱田 豊志	常務取締役、営業本部長
4	新任 大島 広昭	執行役員、経営管理本部経理部長
5	新任 山田 道明	—

1 小池 孝 (1956年8月6日生)

略歴、当社における地位、担当

1980年 10月	(株)湖池屋入社	2016年 9月	当社代表取締役会長（現任）
1981年 7月	同社取締役	2017年 6月	日清シスコ(株)非常勤取締役（現任）
1986年 7月	同社専務取締役	2018年 4月	台湾湖池屋股份有限公司董事長
1991年 7月	同社取締役副社長	2024年 6月	イーグル工業(株)監査等委員である社外取締役（現任）
1995年 3月	同社代表取締役社長		
11月	当社代表取締役社長 (有)アシスト取締役社長		
2002年 6月	フレンテ(株)代表取締役社長		
2005年 4月	(株)湖池屋代表取締役会長 (株)アシスト代表取締役会長		

重要な兼職の状況

日清シスコ(株)非常勤取締役
イーグル工業(株)監査等委員である社外取締役

所有する当社株式の数

745,470株

取締役候補者とした理由

小池孝氏は、当社の代表取締役を長年務め、当社の事業全般や業界に精通しているとともに、豊富な経験と高度な経営に関する知見を有しております。また、当社の代表取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしてきた実績から、引き続き当社取締役候補者いたしました。

2 佐藤 章 (1959年6月27日生)

略歴、当社における地位、担当

1982年 4月	キリンビール(株)入社	2016年 5月	当社執行役員マーケティング担当 日清食品ホールディングス(株)執行役員
1990年 3月	同社ビール事業本部商品企画部主任	7月	(株)湖池屋取締役副社長
1997年 6月	キリンビバレッジ(株)商品企画部部長代理	9月	当社代表取締役社長（現任）
2008年 3月	キリンビール(株)営業本部マーケティング部長	2021年 4月	日清食品ホールディングス(株)常務執行役員（現任）
2011年 3月	同社九州統括本部長		
2012年 1月	キリンビールマーケティング(株)執行役員九州 統括本部長		
2014年 3月	キリンビバレッジ(株)代表取締役社長		
2015年 3月	キリン(株)取締役常務執行役員		

重要な兼職の状況

日清食品ホールディングス(株)常務執行役員

所有する当社株式の数

一株

取締役候補者とした理由

佐藤章氏は、他の食品会社における会社経営の経験のほか、経営戦略、マーケティングの立案・遂行に関する多くの経験と高い知見を有しております。また、2016年9月から当社の代表取締役社長を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしてきた実績から、引き続き当社取締役候補者いたしました。

3 はまだ とよし 濱田 豊志 (1969年10月24日生)

略歴、当社における地位、担当

1997年 6月 ㈱湖池屋入社
 2002年 3月 同社大阪量販課マネージャー
 2007年 1月 同社営業本部統括部長
 2015年 7月 同社営業本部副本部長
 2016年 1月 同社執行役員
 10月 当社執行役員
 当社営業本部長 (現任)
 2019年 9月 当社取締役
 2023年 6月 当社常務取締役 (現任)

所有する当社株式の数

3,200株

取締役候補者とした理由

濱田豊志氏は、当社の営業部門を歴任し、当社の事業全般や業界に精通しているとともに、豊富な経験と知見を有しております。また、2019年9月から当社の取締役 (2023年6月から常務取締役) 営業本部長として、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしてきた実績から、引き続き当社取締役候補者といたしました。

4 おおしま ひろあき 大島 広昭 (1968年10月21日生)

略歴、当社における地位、担当

1991年 4月 日清食品㈱入社
 2016年 9月 日清食品ホールディングス㈱
 財務経理部IFRS推進室次長
 2019年 3月 同社財務経理部次長
 4月 当社出向
 当社管理本部経理部参与
 2020年 3月 当社執行役員 経営管理本部経理部長
 (現任)

所有する当社株式の数

一株

取締役候補者とした理由

大島広昭氏は、他社において経理・財務部門を歴任し、経理・財務に関する多くの経験と知見を有しております。また、2020年3月から当社において、執行役員経営管理本部経理部長を務め、当社の財務戦略の策定・実行、効果的な予算編成など適切な役割を果たしてきた実績から、当社の取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、当社取締役候補者といたしました。

5 やまだ みちあき 山田 道明 (1965年1月19日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

1989年 4月	キリンビール(株) 入社	2024年 4月	同社 取締役副社長 兼 マーケティング部管掌
2010年 3月	同社 マーケティング部 商品開発研究所長	2025年 4月	同社 代表取締役社長 (現任)
2012年 3月	東山農産加工(株) 代表取締役社長		
2015年 3月	キリンビバレッジ(株) 事業戦略部長		
2017年 3月	メルシャン(株) 執行役員 企画部長		
2021年 3月	同社 常務執行役員		
2023年 5月	日清食品ホールディングス(株) 入社		
2023年 6月	日清シスコ(株) 取締役 マーケティング部管掌		

■ 重要な兼職の状況

日清シスコ(株)代表取締役社長

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 取締役候補者とした理由

山田道明氏は、他の食品会社において、事業戦略、マーケティングの立案・遂行に関し、多くの経験と高い知見を有しております。また、2024年4月から日清シスコ株式会社の取締役副社長、2025年4月からは同社の代表取締役社長を務めるなど、経営者としての経験と知見に基づき、当社の取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、当社取締役候補者となりました。

- (注) 1. 小池孝氏は、現在当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社の子会社等である日清シスコ株式会社の非常勤取締役を兼務しており、また、過去10年間に於いて当社の子会社等である台湾湖池屋股份有限公司の董事長を務めておりました。佐藤章氏は、現在当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社の常務執行役員を兼務しており、また、過去10年間に於いて同社の執行役員を務めておりました。山田道明氏は、現在当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社の子会社等である日清シスコ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、過去10年間に於いて同社の取締役副社長兼マーケティング部管掌等を務めておりました。また、同氏は、2023年5月から日清食品ホールディングス株式会社の従業員であり、過去10年間に於いて同社の従業員でありました。日清食品ホールディングス株式会社は当社の事業と同一の事業に属する菓子事業を行っており、また、同社と当社とは、原材料の調達に係る取引等を行っております。日清シスコ株式会社は当社の事業と同一の事業に属する菓子事業を行っており、また、同社と当社とは、同社の事務所設備の使用に係る取引等を行っております。
2. 大島広昭氏は、過去10年間に於いて当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社及び同社の子会社等である日清食品株式会社の従業員として、財務経理部次長等を務めておりました。
3. 小池孝氏、佐藤章氏及び山田道明氏以外の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 当社は山田道明氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を、本議案が原案のとおり承認され、取締役就任した場合に締結する予定であります。
5. 当社は、2022年1月1日付けで、取締役、執行役員全員及び管理職従業員等を被保険者として、いわゆるラン・オフ特約(同日以降に不当な行為がなされた場合の損害賠償請求に対しては、保険金が支払われない旨の特約)の付された会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、同日以降の不当な行為に基づく損害賠償請求に関しては、当社は、当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社が締結する役員等賠償責任保険契約の記名子会社であり、当社の取締役、執行役員全員及び管理職従業員等は当該保険契約の被保険者に含まれております。そのため、本議案が原案のとおり承認され、取締役就任した場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。上記いずれの保険契約においても、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずる損害について填補することとされております。但し、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役松尾隆氏及び同取締役上平徹氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1 まつお たかし
松尾 隆 (1961年7月26日生)

略歴、当社における地位、担当

1984年 4月	(株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行	2014年 7月	(株)みずほフィナンシャルグループ グループ
2007年 1月	(株)みずほ銀行長野支店長		人事部付参事役
2010年 4月	同行荻窪支店長		みずほビジネスパートナー(株)出向
2012年 4月	同行業務監査部監査主任	11月	みずほビジネスパートナー(株)常務取締役
2014年 2月	同行金融法人第一部付参事役 (株)ゆうちょ銀行出向	2021年 9月	当社監査等委員である取締役(現任)

所有する当社株式の数

一株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松尾隆氏は、長年金融業界において培われた知識や経験を有しており、これらを当社の監査等委員である社外取締役として活かしていただくことを期待したため、引き続き当社の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

2 うえひら とおる
上平 徹 (1957年8月1日生)

略歴、当社における地位、担当

1982年 9月	等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
1990年 3月	同所退職 上平会計事務所開設
2000年 6月	日本精糖(株)(現フジ日本(株)) 社外監査役
2002年 9月	当社監査役
2015年 9月	当社監査等委員である取締役(現任)

重要な兼職の状況

上平会計事務所

所有する当社株式の数

一株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上平徹氏は、公認会計士としての高度な専門知識を有しており、これらを当社の監査等委員である社外取締役として活かしていただくことを期待したため、引き続き当社の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。また、同氏は、社外役員となること以外に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由並びに当社での監査役及び監査等委員である取締役としての実績から、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松尾隆氏及び上平徹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は現在、監査等委員である社外取締役松尾隆氏及び同取締役上平徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ておりますが、本議案が原案のとおり承認され、両氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は両氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 松尾隆氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年9か月となります。
5. 上平徹氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって9年9か月となります。なお、同氏は、過去に当社の監査役でありました。
6. 当社は、松尾隆氏及び上平徹氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、同様の契約を更新する予定であります。
7. 当社は、2022年1月1日付けで、取締役、執行役員全員及び管理職従業員等を被保険者として、いわゆるラン・オフ特約（同日以降に不当な行為がなされた場合の損害賠償請求に対しては、保険金が支払われない旨の特約）の付された会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、同日以降の不当な行為に基づく損害賠償請求に関しては、当社は、当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社が締結する役員等賠償責任保険契約の記名子会社であり、当社の取締役、執行役員全員及び管理職従業員等は当該保険契約の被保険者に含まれております。そのため、本議案が原案のとおり承認され、監査等委員である取締役に就任した場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。上記いずれの保険契約においても、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。但し、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

【参考】選任後の当社取締役会の構成及びスキル・マトリックス

第1号議案及び第2号議案が承認可決された場合、当社取締役会は、社内取締役5名、社外取締役3名（うち女性1名）で構成される体制となり、社外取締役の取締役会に占める割合は、37.5%となります。当社は、取締役会について、全体のバランスと多様性を確保し、当社経営について妥当な結論を導き出すに至る充実した議論を行うのに、十分かつ適切な人数等で構成することを基本的な考え方としております。以上の基本的な考え方に基づき、重要な経営課題に対して、その解決に向けて各取締役が専門性を発揮すべき分野を区分し、取締役候補者が保有する多様なスキルを以下のとおり開示いたします。なお、各取締役候補者の有するスキルを最大限活用すべく、特に期待する役割を示しており、各取締役候補者の有するすべてのスキルを表すものではありません。

取締役	企業経営	ブランド戦略	営業	法務、内部統制	財務、会計	グローバル	構造改革 (人財育成、ダイバーシティ、IT)	製造、品質管理	サステナビリティ
小池 孝	●	●			●	●		●	
佐藤 章	●	●	●	●		●	●	●	●
濱田 豊志			●				●		
大島 広昭				●	●				
山田 道明	●	●					●	●	
松尾 隆 監査等委員 (社外)	●			●	●		●		
上平 徹 監査等委員 (社外)				●	●				●
千崎 滋子 監査等委員 (社外)				●	●		●		●

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

か み お か ず お
神尾 和男 (1951年11月28日生)

■ 略歴、当社における地位、担当

1974年 4月	(株)富士銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行	2015年 9月	当社監査等委員である社外取締役
2002年 4月	(株)みずほコーポレート銀行 (現(株)みずほ銀行) 決済業務部長		
2003年 5月	(株)みずほ銀行チャンネル営業推進部付審議役 みずほマーケティングエキスパート(株)出向		
	6月	同社専務取締役	
2009年 4月	独立行政法人建築研究所監事		
2013年 9月	当社常勤監査役		

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

神尾和男氏は、長年金融業界において培われた知識並びに当社での監査役及び監査等委員である取締役としての豊富な経験を有しており、これらを監査等委員である取締役に就任された場合に活かしていただくことを期待したため、当社の補欠の監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 神尾和男氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 神尾和男氏は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしております。
4. 神尾和男氏は、過去に当社の監査役及び監査等委員でありました。
5. 神尾和男氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、2022年1月1日付けで、取締役、執行役員全員及び管理職従業員等を被保険者として、いわゆるラン・オフ特約(同日以降に不当な行為がなされた場合の損害賠償請求に対しては、保険金が支払われない旨の特約)の付された会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、同日以降の不当な行為に基づく損害賠償請求に関しては、当社は、当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社が締結する役員等賠償責任保険契約の記名子会社であり、当社の取締役、執行役員全員及び管理職従業員等は当該保険契約の被保険者に含まれているため、神尾和男氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者となります。上記いずれの保険契約においても、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。但し、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

以上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社は、スナック菓子、タブレット等の製造販売を主たる事業としております。また、当社は以下の子会社3社及び関連会社1社を統括しております。

台湾湖池屋股份有限公司・・・台湾でのスナック菓子の販売及び輸出事業
 Koikeya Vietnam Co.,Ltd.・・・ベトナムでのスナック菓子の製造販売及び輸出事業
 KOIKEYA (THAILAND) CO.,LTD.・・・タイでのスナック菓子の販売事業
 日清湖池屋（中国・香港）有限公司・・・香港でのスナック菓子の販売事業

主な製品は、以下のとおりであります。

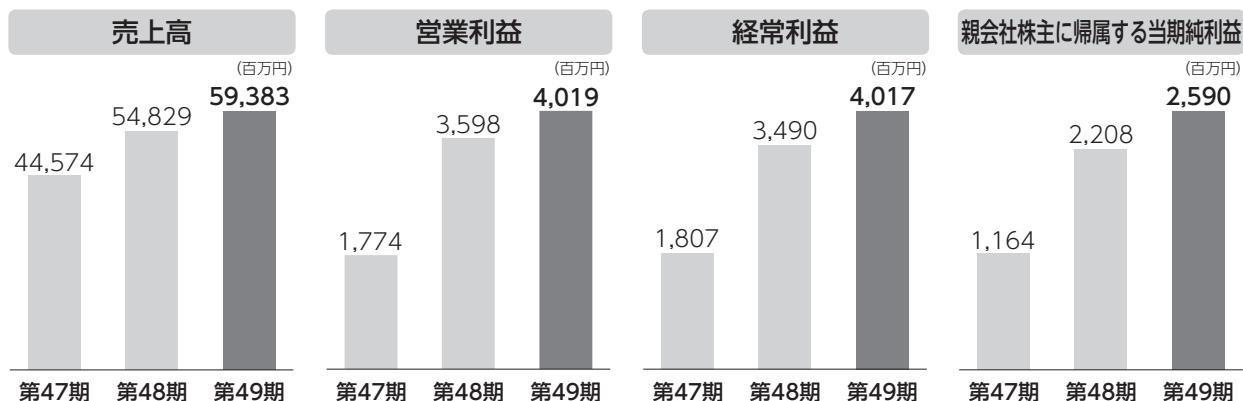
ポテトスナック	湖池屋ポテトチップス	1962年発売のロングセラーポテトスナック
	湖池屋プライドポテト	2017年発売のプレミアムポテトスナック
	ピュアポテト	2018年発売の厚切りポテトスナック
	湖池屋ストロング	2018年発売の濃厚ポテトスナック
	カラムーチョ	1984年発売のロングセラー辛味系ポテトスナック
	すっぱムーチョ	1993年発売の酸味系ポテトスナック
コーンスナック	湖池屋ファーム	2024年発売のオリジナルブランド芋ポテトスナック
	スコーン	1987年発売のコーンクランチスナック
	ドンタコス	1994年発売のコーントルティアチップス
	ポリンキー	1990年発売の網目模様のコーンスナック
タブレット	Pinky FRESH	2020年発売の乳酸菌L S 1 配合の機能性タブレット

(2) 事業の経過及び成果

当連結会計年度、国内においては、前連結会計年度にリニューアルを実施した「湖池屋プライドポテト」の販売が、期を通じて好調に推移し全社売上を牽引したほか、「湖池屋ポテトチップス」や「スコーン」を中心に各種定番商品も順調に売上を伸ばしました。一方で、原材料費や物流費をはじめとした各種コスト上昇が続き、コスト削減の取り組みを鋭意進めるとともに、価格改定を順次実施することで利益確保に努めました。

海外においても、各国において着実に事業を拡大し売上増加を実現するとともに、各種コストコントロールに注力したことで、大幅な増収増益となりました。業績は次のとおりです。

連結業績の推移



売上高は、59,383百万円（前年同期比8.3%増）となりました。利益につきましては、営業利益4,019百万円（前年同期比11.7%増）、経常利益4,017百万円（前年同期比15.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,590百万円（前年同期比17.3%増）となりました。

事業部門別の事業の概況は、以下のとおりです。

1 国内事業

当連結会計年度は、「高付加価値商品等の継続拡販」「継続的な新機軸商品開発」「物価高騰対策及び製造体制の強化」を、戦略テーマの3つの軸とし事業展開を進めてまいりました。

商品戦略として、高付加価値ブランドを中心に継続的に新商品を発売しました。また、これらの商品群に対し集中的に広告投資をおこない、商品の配荷アップのための営業活動と連動させるなど、ブランドの育成に注力いたしました。

具体的には、高付加価値商品群のフラッグシップである「湖池屋プライドポテト」において、食塩不使用でありながら満足感のある味わいを実現した「湖池屋プライドポテト GOLD STYLE 幸せの極みだし 食塩不使用」や、「夢中サイズ」と名付けた大容量商品を展開するなど、多様なニーズへ対応する商品を発売しております。また、2025年3月にリニューアルを実施した「湖池屋ストロング」では、ブランド全体のコンセプトを「濃厚さ」「贅沢感」「品質感」へとシフトさせ、強い味覚を求める層への訴求を強化し、ブランドとしての地位確立を図っております。

す。この他、新市場創造への取り組みとして、スナック感覚で手軽に食べられる「ランチパイ」の販売や市場定着へむけた広告、販促活動を実施しました。

一方、原材料費や物流費などのサプライチェーン全体でのコスト上昇、労務費や人件費の上昇など、利益圧迫要素もありました。これらのコスト増加に対応するため、生産・物流の最適化をはじめとしたコスト削減施策を継続的に実施しています。しかしながら、昨今のコスト増加を吸収しきれないことから、必要に応じた価格改定を実施することで利益確保に努めました。

以上のとおり、コスト増加の影響がありながらも、価格改定実施を含む利益確保施策や販売数量の拡大の結果、国内の売上高は53,155百万円（前年同期比7.9%増）となり、セグメント利益は3,532百万円（前年同期比7.3%増）となりました。

2 海外事業

台湾事業では、主力の「カラムーチョ」を中心とした売上拡大に加え、ポテトチップスの中でも収益性の高い「厚切りRich Cut」やポテトチップス以外の商品の拡販をおこないました。収益管理体制の強化と販促費のコントロールを徹底し、加えて台湾国内産馬鈴薯の豊作による原価低減などもあり、大幅な増益となりました。

ベトナム事業では、ベトナム国内売上が着実に成長するとともに、欧米などへの輸出事業も大きく拡大しました。売上拡大に伴う工場の稼働率向上に加え、継続的に実施している各種コスト削減施策も利益改善に貢献しています。また、さらなる売上と利益の拡大を目指し、ユニークなキャラクターで日本で人気の「ポリンキー」は、若年層主体のベトナム市場でも有望と考え、生産および販売を開始いたしました。

タイ事業では、販売効率の悪いスポット商品の発売数を減らし、定番商品の販売にフォーカスするとともに、現地流通最大手との取り組みの活発化や地方スーパー及び個人商店への販路拡大を図り売상을拡大しています。また、現地で販売が好調な「カラムーチョ」のブランド力を活かし、収益性の高い「カラムーチョ Corn Snacks」も新たに上市いたしました。

以上により、海外の売上高は6,227百万円（前年同期比11.5%増）となり、セグメント利益は577百万円（前年同期比64.7%増）となりました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第46期 2022年3月期	第47期 2023年3月期	第48期 2024年3月期	第49期 当連結会計年度 2025年3月期
売 上 高	(百万円)	30,395	44,574	54,829	59,383
経 常 利 益	(百万円)	1,142	1,807	3,490	4,017
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	758	1,164	2,208	2,590
1株当たり当期純利益	(円)	71.12	109.20	207.02	242.81
純 資 産	(百万円)	14,227	15,194	17,368	19,410
総 資 産	(百万円)	27,093	29,576	36,399	39,055
1株当たり純資産額	(円)	1,315.04	1,410.59	1,603.62	1,788.10

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第46期は決算期変更の経過期間となり、当社は9ヶ月間（2021年7月1日から2022年3月31日まで）、在外連結子会社は12ヶ月間（2021年4月1日から2022年3月31日まで）を連結対象期間とした変則的な決算となっております。
3. 2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第46期（2022年3月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 第49期（当連結会計年度）の期首より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を適用しております。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、少子高齢化による国内市場の縮小、健康志向や環境意識の高まりを含む顧客嗜好の多様化、不透明な国内外の経済金融情勢や気候変動からくる原材料価格の高騰など、複雑かつ急速に変化しております。このような状況下において、当社が持続的な成長を実現し、企業価値を向上させていくためには、以下の課題に向き合い、対策を講じていく必要があると考えております。

①商品戦略による収益性向上

高付加価値戦略を継続して推進し、ブランド価値を向上させながら、必要に応じてコスト上昇分を適切に価格に転嫁することで、顧客支持を獲得しながら収益性の維持・向上を図ります。

②安定した原材料調達

特に主要原料である馬鈴薯について、国内契約産地との交渉及び契約産地の拡大、湖池屋オリジナルブランド芋計画による独自の収穫ルート確保など、気候変動などに伴う不作時に備えた体制を整えます。

③効率的な生産・物流体制の構築

生産面における省人化・自動化の推進、安定的かつ効率的な物流ネットワークの見直しなどにより、急速に拡大する売上に対応する製品の安定供給体制を構築します。

④新機軸商品における成功

多様化するニーズに応えるべく、既存ブランドに加えて将来の売上の柱となる新機軸商品の開発に注力することで、より収益性が高く安定的な販売ポートフォリオを目指します。

⑤海外事業の拡大と展開加速

既存の各現地法人の成長に加えて、今後の展開エリア拡大を強く志向し、海外事業の売上・利益を拡大することで、より盤石な企業基盤を目指します。

⑥人的資本強化と組織力向上

次世代の当社事業を担う人財育成のため、人事制度を刷新します。従業員のエンゲージメント向上とともに、一人ひとりの従業員が成長実感を持ちながら事業貢献する組織を構築します。

⑦デジタル技術の活用による事業変革

経営計画・戦略に基づき、積極的にデジタル技術を導入・活用することで、業務効率化による人的資本効率の向上、生産オペレーションの効率化、マーケティングの高度化、新たな顧客体験の創出など、事業全体の変革を推進します。

(5) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6,683百万円であります。

このうち主なものは、中部工場建設に関する菓子製造設備、既存設備の維持・増強を目的とした菓子製造設備更新等の投資によるものであります。

これらの設備投資に係る所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金より充当しました。なお借入金のうち主要なものの金額は以下の「(6) 主要な借入先及び借入額」に記載のとおりであります。

(6) 主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行	2,850
株式会社三菱UFJ銀行	1,272
株式会社りそな銀行	1,000

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

日清食品ホールディングス株式会社は、当社の株式を4,812,170株（出資比率45.10%）保有しております。当社は同社と業務・資本提携による協働関係にあり、原材料の仕入の取引を実施しております。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Koikeya Vietnam Co.,Ltd.	19百万米ドル	100.0%	スナック菓子の製造販売及び輸出事業
KOIKEYA (THAILAND) CO.,LTD.	36百万タイバーツ	99.9%	スナック菓子の販売事業
台湾湖池屋股份有限公司	8百万台湾ドル	51.0%	スナック菓子の販売及び輸出事業

(注) 上記子会社の事業は、いずれも海外事業に属します。

(8) 主要な拠点 (2025年3月31日現在)

本 社	湖 池 屋 本 社 東京都板橋区成増五丁目9番7号 原 宿 本 社 東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号 登記上の本社は、湖池屋本社であります。
製 造 事 業 所	関 東 工 場 (埼玉県加須市久下) 関 東 第 二 工 場 (埼玉県加須市花崎) 関 東 第 三 工 場 (埼玉県加須市下高柳) 京 都 工 場 (京都府南丹市園部町) 九 州 阿 蘇 工 場 (熊本県上益城郡益城町) タブレット製品については、生産委託契約により生産委託先で製品化しており、関連設備の一部は、当社が所有しております。
営 業 所	全国に8ヶ所あります。

(注) 上記拠点の事業は、いずれも国内事業に属します。

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従 業 員 数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
国 内 事 業	736 (666)	74 (25)
海 外 事 業	374 (0)	21 (0)
合 計	1,110 (666)	95 (25)

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
736 (666)	74 (25)	38.9歳	10.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,670,000株 (自己株式2,222株を含む。)
- ③ 株主数 7,412名
- ④ 大株主 (上位11名)

株 主 名	所有株式数	持株比率
日清食品ホールディングス株式会社	4,812,170株	45.10%
一般社団法人湖池の会	1,601,600	15.01
小池孝	745,470	6.98
有限会社ダブリュー・ビー・ファイン	320,000	2.99
小池渉	316,000	2.96
湖池屋従業員持株会	223,528	2.09
MSIP CLIENT SECURITIES	123,400	1.15
JPモルガン証券株式会社	89,920	0.84
石田美奈子	86,100	0.80
岸田亮	86,100	0.80
岸田俊	86,100	0.80

(注) 持株比率は自己株式 (2,222株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的として、2024年2月21日開催の取締役会において決議し、2024年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しました。これにより、発行可能株式総数は16,000,000株となり、発行済株式の総数は10,670,000株となりました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 池 孝	日清シスコ(株)非常勤取締役 イーグル工業(株)監査等委員である社外取締役
代表取締役社長	佐 藤 章	日清食品ホールディングス(株)常務執行役員
常務取締役	濱 田 豊 志	営業本部長
取 締 役	藤 巻 修 道	経営管理本部長 海外事業本部長 経営戦略部長
取 締 役	浅 井 雅 司	日清食品ホールディングス(株)執行役員 日清シスコ(株)代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	松 尾 隆	
取締役 (監査等委員)	上 平 徹	上平会計事務所
取締役 (監査等委員)	千 崎 滋 子	千崎滋子公認会計士事務所代表 東邦チタニウム(株)監査等委員である社外取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 松尾隆氏、上平徹氏及び千崎滋子氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、社内情報の収集、内部統制所管部門との連携等の観点から、常勤の監査等委員を選定することは、監査等委員会の活動の実効性を確保するため有益と考え、松尾隆氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役 (監査等委員) 松尾隆氏は、長年にわたり金融業界で業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 上平徹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 (監査等委員) 千崎滋子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役 (監査等委員) 松尾隆氏、上平徹氏及び千崎滋子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 日清食品ホールディングス株式会社及び日清シスコ株式会社は、当社の事業と同一の事業に属する菓子事業を行っております。
8. 代表取締役会長小池孝氏は、2024年6月よりイーグル工業株式会社の監査等委員である社外取締役であります。

なお、当社は執行役員制度を導入しております。

2025年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	柴田大祐	生産本部長、R&D本部長、プロダクト開発部長
執行役員	石井直二	Koikeya Vietnam Co.,Ltd. 会長
執行役員	大島広昭	経理部長
執行役員	戸田和幸	SCM統括部長、購買部長
執行役員	瀬野敏昭	生産統括部長、関東工場長
執行役員	竹内博史	人事総務本部長
執行役員	有麻和秀	営業本部副本部長、東日本統括部長
執行役員	渡邊修史	西日本統括部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と浅井雅司氏、松尾隆氏、上平徹氏及び千崎滋子氏は、それぞれ会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人財を迎え入れることができるよう、取締役、執行役員全員及び管理職従業員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しておりましたが、2022年1月1日付けの更新に際して、いわゆるラン・オフ特約（同日以降に不当な行為がなされた場合の損害賠償請求に対しては、保険金が支払われない旨の特約）の付された当該保険契約を締結いたしました。なお、同日以降の不当な行為に基づく損害賠償請求に関しては、当社は、同日付けで親会社である日清食品ホールディングス株式会社が締結する役員等賠償責任保険契約の記名子会社となり、当社の取締役、執行役員全員及び管理職従業員等は当該保険契約の被保険者に含まれております。上記いずれの保険契約においても、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。但し、法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等 (賞与)
取締役 (監査等委員を除く)	4名	121百万円	96百万円	25百万円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	14百万円 (14百万円)	14百万円 (14百万円)	- (-)
合 計	7名	135百万円	110百万円	25百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬等として支給している報酬等はありません。
 3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第39回定時株主総会決議において年額600百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名です。
 4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第39回定時株主総会決議において年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。
 5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の支給人員及び支給額には、無報酬の取締役1名を含んでおりません。

② 取締役の個人別報酬の決定方針に関する事項

当社は、取締役会において以下のとおり「取締役報酬決定方針」を定め、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとし、個々の取締役の報酬等の決定に際して各職責を踏まえ、適正な水準とする基本方針に基づき、具体的には、取締役の報酬等は、月例の定額報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等(賞与)の構成により、支払うこととしております。

イ.基本報酬

月例の定額報酬とし、役位別、在任年数等を基礎として算定するもの。

ロ.業績連動報酬等(賞与)

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を毎年、事業年度末後の一定の時期に支給するもの。なお、目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直す。

ハ.基本報酬の額又は業績連動報酬等（賞与）の額の割合

事業内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準を参考にしつつ、代表取締役についてはより業績連動報酬等（賞与）のウェイトの高い構成とする。報酬等の種類ごとの比率の目安は、代表取締役（基本報酬70～80%、業績連動報酬等（賞与）20～30%）、取締役（基本報酬75～85%、業績連動報酬等（賞与）15～25%）となる。

二.代表取締役会長への再一任

具体的な報酬額については、取締役会の委任を受けた代表取締役会長が、2015年9月29日開催の第39回定時株主総会にて承認された範囲内で、その具体的内容を決定する。

なお、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容については、「取締役報酬決定方針」に則って算定されていることから、取締役会としては当該方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役に対する報酬額については、常勤及び非常勤の別、並びに在任年数等を勘案し、株主総会で承認を得た報酬限度額の範囲内で年額報酬の額を、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

③業績連動報酬等（賞与）に関する事項

業績連動報酬等（賞与）にかかる業績指標は、連結売上高及び連結営業利益であり、当事業年度における業績指標の目標と実績は、連結売上高は目標59,000百万円に対して、実績59,383百万円であり、連結営業利益は目標4,000百万円に対して、実績4,019百万円であります。当該指標を選択した理由は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）が果たすべき事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるのに適切と考えたためであります。当社の業績連動報酬等（賞与）は、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて、各取締役の貢献度等も踏まえた総合考慮のうえで算定しております。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、当社全体の業績及び当社を取り巻く環境等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役会長が適していると判断したため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役会長小池孝氏に一任しております。同氏は、2015年9月29日開催の第39回定時株主総会にて承認された範囲内で、「取締役報酬決定方針」に則って具体的な報酬額を算定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）上平徹氏は、上平会計事務所を開業しております。当社は同事務所とは特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）千崎滋子氏は、千崎滋子公認会計士事務所代表であります。当社は同事務所とは特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）千崎滋子氏は、東邦チタニウム株式会社の監査等委員である社外取締役であります。当社は同社とは特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務

松尾隆取締役 (監査等委員)	長年金融業界において培われた知識や経験を有しており、これらを当社の監査等委員である社外取締役として活かしていただくことを期待しておりますが、当該知見を活かして、当事業年度に開催された9回の取締役会のすべてに出席し、公正な意見の表明を行い、また当事業年度に開催された13回の監査等委員会のすべてに出席し、適宜必要な発言を行っており、常勤の監査等委員として適切な役割を果たしております。
上平 徹取締役 (監査等委員)	公認会計士としての高度な専門知識を当社の監査等委員である社外取締役として活かしていただくことを期待しておりますが、当該知見を活かして、当事業年度に開催された9回の取締役会のすべてに出席し、公正な意見の表明を行い、また当事業年度に開催された13回の監査等委員会のすべてに出席し、適宜必要な発言を行っており、適切な役割を果たしております。
千崎滋子取締役 (監査等委員)	公認会計士としての高度な専門知識と、内部統制及び社内管理体制の構築等の業務に携わった経験と知識を当社の監査等委員である社外取締役として活かしていただくことを期待しておりますが、当該知見を活かして、当事業年度に開催された9回の取締役会のうち8回に出席し、公正な意見の表明を行い、また当事業年度に開催された13回の監査等委員会のすべてに出席し、適宜必要な発言を行っており、適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

(3) 連結子会社の監査状況

当社の連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 当社グループの取締役及び使用人等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、(当社の事業活動に関連するあらゆる) 法令及び定款に基づき、適正に会社運営を行うため、組織規程、事務関係規程等の規程類を定め、取締役及び使用人はこれらの規程類に則り職務を遂行する。
 - ロ. 取締役会は、定期的にこれを開催し、取締役会規程に定める重要事項の決議事項に関し、法令及び定款に適合することを確認した上で業務執行についての重要事項を決定する。
 - ハ. 監査等委員及び監査等委員会は、監査基準及び監査計画に基づき、当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人の業務執行状況について法令及び定款の遵守状況の監査を行う。
- 二. コンプライアンス委員会は、当社グループの社員等が業務執行に際し、法令及び定款を遵守しているかどうかをチェックする。
- ホ. 内部通報制度に基づき、社員等は、業務の執行に関して当社グループに在籍する社員等が法令及び定款に違反し、社会並びに当社に不利益を及ぼす疑いのある事象を発見した場合は、所定の通報先に通報する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報(株主総会議事録、取締役会議事録等)は、取締役会規程、文書管理規程、規程等管理規程等の定めに従い記録した後、適切に保存及び管理する。
- ロ. 記録された情報は、取締役は常時閲覧できるものとする。
- ハ. 法令又は証券取引所の適時開示規則に則り、開示すべき情報は、速やかに開示を行う。

③ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告の体制

- イ. 代表取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、子会社及び関連会社(以下併せて「関係会社」という。)に四半期ごとに経営状況の報告を求め、必要に応じて訪問指導する。
- ロ. 当社は、当社の取締役及び執行役員を加えた経営会議を開催し、業務執行に関する重要事項の報告と協議を行う。

④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループにおけるリスク管理は、リスク管理規程に基づいてリスク管理委員会が担当する。
- ロ. リスク管理委員会は、リスク管理に関する方針、体制及び対策の検討を行うとともに、当社グループに重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に備えたリスク管理計画の策定及び運用に関する事項を整備し、損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行うものとする。

⑤ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を定期的に開催し、重要事項の決定を行う。
- ロ. 取締役会の機能を強化するため、当社の取締役及び執行役員を加えた経営会議を開催し、業務執行に関わる意思決定を機動的に行う。
- ハ. 取締役会は、当社グループにおける中長期的な経営方針を策定し、それに基づく年度計画・予算の審議、決定を行う。年度計画・予算については、月次並びに四半期管理を実施する。
- 二. 取締役会の決定に基づく業務執行は、組織規程、職務権限規程等により適切に権限委譲されており、それぞれの部門の責任者が効率的に執行する。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、日清食品グループに属する子会社として、定期的に親会社である日清食品ホールディングス株式会社と連絡会議を開催し、親会社との間で密接な協力関係を保ちつつ、相互の独立性を確保する。
- ロ. 当社は、日清食品グループ各社との取引については、その他の取引先との取引と同様に、取引条件の妥当性を担保し、公正で透明な取引を行う。
- ハ. 当社は企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、代表取締役が関係会社を統括する。
- 二. 代表取締役は関係会社管理規程に定める管理方針に従い、関係会社の自主性を尊重しつつ関係会社の管理を行う。
- ホ. 内部監査室は、当社及び関係会社の内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役に報告の上、必要に応じて被監査部門の責任者に対して、内部統制の改善策についての助言を行う。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- イ. 当社は監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会は代表取締役と協議をし、補助すべき使用人を指名することができる。
- ロ. 指名された補助使用人の指揮権は、補助すべき期間中、監査等委員会に委譲されたものとし、当該期間中の補助使用人の評価は監査等委員会が行う。
- ハ. 補助使用人の解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定する。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制

- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して、法令に定める事項に加え、「監査等委員会監査の実効性確保に関する規程」に定める内容を速やかに報告する。
- ロ. 当社は、イ. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう管理する。
- ハ. 報告の方法については、「監査等委員会監査の実効性確保に関する規程」に定める方法による。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
- ロ. 監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や重要な使用人との個別ヒアリングの機会を定期的に設けるとともに、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- ハ. 監査等委員会の職務の執行に関する監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に関し法令に従い適切に処理する。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行うとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、法令を遵守し、公正で透明な取引を行うとともに、豊かで活力ある市民社会にふさわしい良識ある企業活動に努めると同時に社会秩序や健全な企業活動に悪影響を及ぼす反社会的活動には断固たる態度で臨む。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

イ. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

総務部総務課を反社会的勢力対応統括部署とし、総務課管理職を不当要求防止責任者に任命、設置している。

ロ. 外部の専門機関との連携状況

反社会的勢力による不当要求に備え、平素より所轄警察署、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士事務所等の外部機関と連携を取っている。

ハ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

平素より対応統括部署を中心として、暴力追放運動推進センター、企業防衛協議会、各種の暴力団等排除協議会等が行う地域や職域の反社会的勢力排除活動に参加し情報の収集・管理に努めている。

ニ. 対応マニュアル等の整備状況

当社では、「株式会社湖池屋反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、役員及び従業員に本マニュアルの記載内容を十分に理解し日々の業務に臨むことを要請している。また、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款に「反社会的勢力条項」を織り込むとともに、可能な範囲で自社株の取引状況を確認している。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 監査等委員会設置会社の採用

当社は、取締役会における監査・監督機能強化による、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指し、企業価値の向上を実現することを目的として、独立社外取締役3名を設置した監査等委員会設置会社を採用しております。

当該体制の中で、④に記載するとおり、監査等委員会はその機能を発揮しております。

② コンプライアンス体制の充実

当社グループでは、コンプライアンス委員会が中心となり、当社グループのコンプライアンスの実施を図っております。また、当社グループの事業に関係する法令改正に際しては、コンプライアンス委員会と関連部署が連携して、法令及び定款を遵守するための取り組みとして、社内研修での教育や会議体での説明などを継続的に行っております。当事業年度におきましては、コンプライアンス推進委員会を発足し、職場環境改善のための施策を各本部・工場ごとに実施しました。また、職場環境に関するアンケートの実施、情報セキュリティに関する訓練や会社全体の調査の実施、標的型攻撃メール訓練、コンプライアンスに関するメールマガジンの配信、インサイダー情報管理研修等を実施しました。

③ リスク管理体制の充実

当社グループでは製造工程での設備更新を行うとともに、更なる「安全・安心」のため食品安全認証に向けた取り組みを進め、2017年6月期に当社国内工場において、FSSC22000を取得いたしました。また、2019年6月期にKoikeya Vietnam Co., Ltd.の工場において、ISO22000を取得いたしました。また、大規模自然災害、パンデミックを引き起こす感染症等、当社グループの経営・事業活動に重大な影響を及ぼす事態への対応と、グループ全体のレジリエンスの向上、強化を目的として、BCP (Business Continuity Plan)、「災害対応規程」及び「感染症対応規程」を制定しております。当事業年度におきましては、情報セキュリティ管理体制の確立・セキュリティレベルの維持・強化、情報システムのセキュリティ管理等を目的として「情報セキュリティ管理規程」を制定しました。

④ 監査等委員会の監査体制

当社の監査等委員会を構成する監査等委員である取締役（全員が独立社外取締役）は、取締役会や、当社の取締役及び執行役員からなる経営会議等の重要な会議に出席するとともに、内部監査室や会計監査人と緊密に連携することで、監査等委員会の監査の成果を高めております。また、監査等委員である取締役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用人に説明を求め、監査等委員会の監査の実効性の向上を図っております。

⑤ 親会社グループ間取引諮問委員会の設置

当社は、少数株主の利益が不当に制限されることなく、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された親会社グループ間取引諮問委員会を設置しております。

⑥ 各種承認業務へのワークフローシステムの導入

当社では、社内の各種承認オペレーションを見直し、電子ワークフローシステムを導入しております。当事業年度におきましても、電子ワークフローシステムの利用拡大を実施し、さらなるコンプライアンス体制及びリスク管理体制の充実や、業務の効率化を図りました。

⑦ 電子契約の導入及び推進

当社では、従来他社との契約締結はすべて書面で行っていましたが、電磁的方法による契約締結を導入し、その促進に努めております。電子契約促進により、契約書紛失等のリスク減少、契約管理業務の効率化に寄与しております。

⑧ 情報の保存及び管理

当社は、法令及び社内規程の定めに基づき、情報の適切な管理を行っております。また、当事業年度におきましては、サイバー攻撃への対策など、セキュリティ対策の継続的な強化に努め、マルウェアなどを早期に検知することで影響を抑え込むためのソフトウェアの更新、不審メールに対する対応訓練の実施など、セキュリティ対策に取り組みました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

利益還元を行うに際しては、安定した配当等を継続するとともにグループの業績に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、一定の株主還元割合を考慮した安定的な配当等を行い当社株式の長期保有を促すとともに、各事業年度の企業活動の成果を、事業収益、キャッシュ・フローの状況等を勘案しながら適正に還元することとしております。

内部留保資金につきましては、将来における持続的な企業成長と経営環境の変化に対応するため、将来の新製品開発及び新事業の展開、そして財務体質の一層の強化に用いることとし、企業価値の向上及び株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績が堅調に推移したことから、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、2025年5月8日付けの取締役会決議に基づき、1株当たり55円の期末配当を行うことといたしております。なお、2024年3月期の期末配当金は1株当たり100円でしたが、同年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、2025年3月期は、実質的な増配となっております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	18,558
現金及び預金	3,567
受取手形	33
売掛金	10,703
商品及び製品	1,927
仕掛品	10
原材料及び貯蔵品	1,608
その他	713
貸倒引当金	△6
固定資産	20,497
有形固定資産	18,148
建物及び構築物	4,563
機械装置及び運搬具	5,268
土地	2,768
建設仮勘定	5,390
その他	156
無形固定資産	229
投資その他の資産	2,119
投資有価証券	296
繰延税金資産	1,501
その他	321
資産合計	39,055

科目	金額
負債の部	
流動負債	12,308
買掛金	4,846
短期借入金	500
未払金	1,937
返金負債	3,082
未払法人税等	446
賞与引当金	470
その他	1,024
固定負債	7,336
長期借入金	4,711
リース債務	400
退職給付に係る負債	1,892
その他	332
負債合計	19,645
純資産の部	
株主資本	18,941
資本金	2,269
資本剰余金	2,153
利益剰余金	14,521
自己株式	△4
その他の包括利益累計額	133
その他有価証券評価差額金	8
為替換算調整勘定	165
退職給付に係る調整累計額	△39
非支配株主持分	335
純資産合計	19,410
負債・純資産合計	39,055

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		59,383
売上原価		40,059
売上総利益		19,323
販売費及び一般管理費		15,304
営業利益		4,019
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	10	
持分法による投資利益	16	
為替差益	8	
その他	17	67
営業外費用		
支払利息	18	
固定資産除却損	8	
支払手数料	38	
その他	5	69
経常利益		4,017
特別損失		
棚卸資産廃棄損	325	325
税金等調整前当期純利益		3,691
法人税、住民税及び事業税	941	
法人税等調整額	△23	918
当期純利益		2,773
非支配株主に帰属する当期純利益		183
親会社株主に帰属する当期純利益		2,590

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	2,269	2,153	12,464	△4	16,884
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△533		△533
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,590		2,590
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,056	-	2,056
当 期 末 残 高	2,269	2,153	14,521	△4	18,941

	その他の包括利益累計額				非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	11	201	10	222	261	17,368
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△533
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						2,590
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△2	△35	△50	△88	73	△14
当 期 変 動 額 合 計	△2	△35	△50	△88	73	2,041
当 期 末 残 高	8	165	△39	133	335	19,410

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|
| ①連結子会社の数 | 3社 |
| ②連結子会社の名称 | 台湾湖池屋股份有限公司
Koikeya Vietnam Co., Ltd.
KOIKEYA (THAILAND) CO., LTD. |

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|------------------|-----------------------------------------------------|
| ①持分法を適用した関連会社数 | 1社 |
| ②関連会社の名称 | 日清湖池屋（中国・香港）有限公司 |
| ③持分法適用手続に関する特記事項 | 持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。 |

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- | | |
|------------------|----------------------------------------------------|
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

ロ. 棚卸資産

- | | |
|----------------|-------------------------------------------------------|
| ・商品、製品、仕掛品、原材料 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 |
| ・貯蔵品 | 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 |

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|------------|--------|
| ・建物及び構築物 | 15～50年 |
| ・機械装置及び運搬具 | 6～10年 |

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|--------------|----|
| ・自社利用のソフトウェア | 5年 |
|--------------|----|

ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業の履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社グループは、スナック菓子の製造販売を中心に事業活動を展開しており、このような製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

・ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、スナック菓子の製造販売を中心に事業活動を展開し、「国内」、「海外」の2つを報告セグメントとしております。

また、各セグメントの売上高は、国内53,155百万円、海外6,227百万円であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約残高

当社グループの顧客との契約から生じる債権は、受取手形、売掛金です。契約資産及び契約負債の残高はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「建設仮勘定」及び「固定負債」の「その他」に含めていた「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。独立掲記していた「固定負債」の「長期末払金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度において「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「補助金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

5. 会計上の見積りに関する注記

(Koikeya Vietnam Co.,Ltd.に係る固定資産の減損)

(1) 連結計算書類に計上した主な固定資産の金額

建物及び構築物	181百万円
機械装置及び運搬具	159百万円
無形固定資産	113百万円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

Koikeya Vietnam Co.,Ltd.は主にスナック菓子製造設備等の事業用資産を保有しており、IFRS会計基準に従い、当該資産グループの減損を検討しております。

当連結会計年度において業績が好調に推移したことから、減損の兆候を識別しておりません。

しかし、将来の不確実な経済条件の変動により事業計画の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を計上する可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 19,302百万円

(2) 圧縮記帳額

過年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は「建物及び構築物」 3百万円、「機械装置及び運搬具」 112百万円であります。

(3) 財務制限条項

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）4,800百万円について、以下の財務制限条項が付されております。当該条項は以下のとおりであります。

- ・2025年3月期決算を初回とし、各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益及び損益計算書に示される営業損益を、損失としないようにすること。
- ・2025年3月期決算を初回とし、以降各年度の末日における連結貸借対照表及び貸借対照表上の純資産の部の

金額を、前年度決算期の末日における連結貸借対照表及び貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上とすること。

7. 連結損益計算書に関する注記

(棚卸資産廃棄損)

品質の低下に伴い生産に使用できなくなった原材料の廃棄及びその関連費用等を棚卸資産廃棄損として計上しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 10,670,000株
(注) 当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

2024年5月13日付け取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当の総額	533百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	100円
・ 基準日	2024年3月31日
・ 効力発生日	2024年6月6日

(注) 当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2024年3月31日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年5月8日付け取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当の総額	586百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	55円
・ 基準日	2025年3月31日
・ 効力発生日	2025年6月4日

(注) 当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2025年3月31日を基準日とする配当につきましては、株式分割後の株式数を基準とした金額を記載しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産を中心に運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達が必要な場合には、主に銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売及び与信に関わる管理規程に基づき、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。株式の変動リスク管理は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

買掛金、未払金及び返金負債は、1年以内の支払期日であります。

また、当社グループでは各社の資金繰計画を適時に作成・更新するなどの方法により、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）について管理しております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は営業取引及び設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込むため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「返金負債」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券(※1)	35	35	—
資産計	35	35	—
長期借入金(※2)	5,122	5,122	—
負債計	5,122	5,112	—

(※1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	260

(※2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,567	—	—	—
受取手形	33	—	—	—
売掛金	10,703	—	—	—
合計	14,304	—	—	—

(注) 2. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	500	—	—	—	—	—
長期借入金(※)	410	1,058	1,058	1,058	1,048	488
合計	910	1,058	1,058	1,058	1,048	488

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	25	—	—	25
資産計	25	—	—	25

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	—	10	—	10
資産計	—	10	—	10
長期借入金(※)	—	4,800	322	5,122
負債計	—	4,800	322	5,122

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、市場での取引頻度が低く、活発な市場での相場価格とは認められない株式の時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利の長期借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利の長期借入金の時価は、当該借入金が1年内返済予定の長期借入金であるため、帳簿価額が時価に近似することから当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,788円10銭
(2) 1株当たり当期純利益	242円81銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	16,202
現金及び預金	2,619
受取手形	33
売掛金	9,521
商品及び製品	1,895
仕掛品	10
原材料及び貯蔵品	1,483
前払費用	218
その他	426
貸倒引当金	△6
固定資産	21,049
有形固定資産	17,766
建物	3,851
構築物	499
機械及び装置	5,045
車両運搬具	58
工具、器具及び備品	152
土地	2,768
建設仮勘定	5,389
無形固定資産	108
商標権	0
ソフトウェア	93
その他	14
投資その他の資産	3,174
投資有価証券	149
関係会社株式	188
出資金	0
関係会社出資金	1,033
長期前払費用	2
繰延税金資産	1,522
その他	277
資産合計	37,251

科目	金額
負債の部	
流動負債	11,325
買掛金	4,296
短期借入金	500
リース債務	50
未払金	1,704
未払費用	381
未払法人税等	363
返金負債	3,054
前受金	0
預り金	26
賞与引当金	455
その他	492
固定負債	7,253
長期借入金	4,711
リース債務	382
退職給付引当金	1,831
長期未払金	327
その他	0
負債合計	18,579
純資産の部	
株主資本	18,662
資本金	2,269
資本剰余金	6,832
資本準備金	563
その他資本剰余金	6,268
利益剰余金	9,565
利益準備金	3
その他利益剰余金	9,561
繰越利益剰余金	9,561
自己株式	△4
評価・換算差額等	9
その他有価証券評価差額金	9
純資産合計	18,672
負債・純資産合計	37,251

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		53,325
売上原価		35,376
売上総利益		17,948
販売費及び一般管理費		14,415
営業利益		3,532
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	10	
その他	15	33
営業外費用		
支払利息	17	
固定資産除却損	8	
支払手数料	31	
その他	8	65
経常利益		3,501
特別損失		
棚卸資産廃棄損	325	325
税引前当期純利益		3,175
法人税、住民税及び事業税	830	
法人税等調整額	△36	793
当期純利益		2,381

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計		
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合計	利 益 準備金	その他 利 益 剰余金 繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	2,269	563	6,268	6,832	3	7,712	7,716	△4	16,814	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△533	△533		△533	
当期純利益						2,381	2,381		2,381	
自己株式の取得										
株主資本以外の 項目の当期 変動額 (純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,848	1,848	－	1,848	
当 期 末 残 高	2,269	563	6,268	6,832	3	9,561	9,565	△4	18,662	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	12	12	16,826
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△533
当期純利益			2,381
自己株式の取得			
株主資本以外の 項目の当期 変動額 (純額)	△2	△2	△2
当期変動額合計	△2	△2	1,845
当 期 末 残 高	9	9	18,672

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品、仕掛品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物 15～50年

・機械及び装置 6～10年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・商標権 10年

・自社利用のソフトウェア 5年

③リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業の履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社は、スナック菓子の製造販売を中心に事業活動を展開しており、このような製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「3. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「補助金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」及び「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

5. 会計上の見積りに関する注記

(Koikeya Vietnam Co.,Ltd.に係る関係会社出資金の評価)

(1) 計算書類に計上した金額

Koikeya Vietnam Co.,Ltd.に係る関係会社出資金 1,033百万円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の減損処理の要否は、取得原価と発行会社の純資産を基礎として算定した実質価額とを比較し、実質価額が取得原価に比べ50%以上低下したときは、当該株式及び出資金の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下していることから、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額まで減損処理する方針としております。

なお、実質価額は、決算日までに入手し得る直近のKoikeya Vietnam Co.,Ltd.の財務諸表における1株当たり純資産額を基礎として算定しております。

当事業年度においては実質価額が減損処理後の取得価額と比べ50%以上低下していないため、減損処理は行っておりません。

しかし、将来の不確実な経済条件の変動により事業計画の見直しが必要になった場合、翌事業年度において、関係会社出資金評価損を計上する可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	18,801百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	97百万円
短期金銭債務	457百万円

(3) 圧縮記帳額

過年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は「建物」 3百万円、「機械及び装置」 112百万円であります。

(4) 財務制限条項

連結注記表「6. 連結貸借対照表に関する注記（3）財務制限条項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

 営業取引による取引高

売上高	76百万円
仕入高	4,601百万円
その他の営業費用	9百万円

(2) 棚卸資産廃棄損

品質の低下に伴い生産に使用できなくなった原材料の廃棄及びその関連費用等を棚卸資産廃棄損として計上しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

 自己株式の数に関する事項

 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,222株
------	--------

(注) 当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	36百万円
賞与引当金否認額	139百万円
退職給付引当金否認額	575百万円
未払金否認額	741百万円
減損損失	61百万円
関係会社出資金評価損	381百万円
その他	99百万円
繰延税金資産小計	2,034百万円
評価性引当額	△506百万円
繰延税金資産合計	1,528百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△3百万円
その他	△2百万円
繰延税金負債合計	△5百万円
繰延税金資産の純額	1,522百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,750円33銭
(2) 1株当たり当期純利益	223円28銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 湖 池 屋
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 達
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 服 部 理
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社湖池屋の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社湖池屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 湖 池 屋
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所指定有限責任社員 公認会計士 原 田 達
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 服 部 理
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社湖池屋の2024年4月1日から2025年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他の内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社湖池屋 監査等委員会

常勤監査等委員 松尾 隆 ㊟

監査等委員 上平 徹 ㊟

監査等委員 千崎 滋子 ㊟

(注) 監査等委員松尾隆、監査等委員上平徹及び監査等委員千崎滋子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

のりがスゴイ。

味付け量
3倍



ストロング

味付け量3倍: 湖池屋ポテトチップスのり塩比(3倍以上)

株式会社湖池屋株主総会会場ご案内図

日時

2025年6月19日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

場所



東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン4階
「桜」

電話 (03) 3980-1111

交通

「池袋駅」

- J R ● 山手線 ● 埼京線
- 東京メトロ ● 丸ノ内線 ● 有楽町線 ● 副都心線
- 西武池袋線 東武東上線

■ 池袋駅から会場までのご案内



1 西口

徒歩約3分



東武百貨店の前(地下1階、中央通路)の階段またはエスカレーターで1階へ。斜め左手にみずほ銀行を見てその先を左折。池袋西口公園を右手に見ながら直進。

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

2 JR線メトロポリタン口

徒歩約1分



JR線改札(2階)を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進または改札を出て右手に進み、エスカレーターまたは階段で1階へ。

3 南口

徒歩約2分



有楽町線の改札前(地下1階、南通路)のエスカレーターで1階へ。メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。

4 副都心線2a出口

徒歩約3分



2a出口より地上に上がり、「池袋警察署」方面に向かい、「西池袋一丁目」交差点を左折し直進。

株式会社 湖池屋

東京都板橋区成増五丁目9番7号
03-3979-2115 (代表)



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。